

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
定価 1箇月2,100円
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

選挙管理委員会

○石巻市議会議員一般選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

選挙管理委員会

○高選管告示第九十八号

平成十七年四月二十九日執行の石巻市議会議員一般選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する
石巻市旭町六番八号 菅野昭雄から申立てのあった審査申立てについて、審査委員会が平成十七年八
月十二日次のとおり裁決した。

平成十七年八月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 田 久 純

裁 決 書

宮城県石巻市旭町6番8号

審査申立人 菅 野 昭 雄 (61歳)

審査申立人(以下「申立人」という。)から平成17年6月16日付けで提起された同年4月29日執行の
石巻市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力(予備的に当選の効力)
に関する審査の申立てについて、宮城県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとお

り裁決する。

主 文

- 平成17年4月29日執行の本件選挙に係る選挙の効力(予備的に当選の効力)に関する異議の申出について、石巻市選挙管理委員会が同年5月30日付けで行った棄却の決定は、これを取り消す。
- 平成17年4月29日執行の本件選挙を無効とする。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、平成17年4月29日執行の本件選挙の効力(予備的に当選の効力)に関し、同年5月6日に石巻市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、平成17年5月30日にこれを棄却する決定をした。

申立人は、これを不服として、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする、仮にそうでなくとも本件選挙の当選人の当選を無効とするとの裁決を当委員会に求めたものであり、その理由を要約すると次のとおりである。

- 第9投票所において投票事務に当たっていた石巻市職員が、投票前の点検を怠り、本件選挙と同時に執行された石巻市長選挙の投票用紙を本件選挙の投票用紙として43名の選挙人に交付したことは、公職選挙法(以下「法」という。)第45条違反であり、選挙の管理執行についての規定違反である。
- 選挙人には何ら問題もなく、投票事務に当たっていた石巻市職員のミスによりその投票が無効とされたのは、選挙人の意思が否定されているのであり、これにより選挙全体の自由公正の原則が著しく阻害されていることは明白である。
- 無効とされた43票が有効であれば、43票を上限として確定票の増加があり、申立人においても1,574票の得票となる可能性がある。この可能性を排除してなされた当選者決定のうち1,574票に満たない部分の当選については無効である。
- 当選人の三浦總吉が死亡したことから繰上補充が行われ、次点者が繰上当選人となった。その結果、最下位当選人と申立人との票差は2票となり、選挙の結果に異動を及ぼす可能性は更に大きくなった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てが要件を備えているため、適法と認め受受理し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受けた。

また、市委員会に対し、本件選挙に係る関係記録等の提出を求め、さらに投票用紙の開披再点検を行ったほか、市委員会事務局長及び第9投票所の事務主任等の関係者から証人尋問を行った。

第1 当委員会が認定した事実

- 1 選挙録によれば、各候補者の得票数、当選落選の別、得票数の順位などは、別紙候補者氏名等一覧表記載のとおりである。
- 2 市委員会は、平成17年4月27日に各投票所の選挙事務従事者を集めて各投票所に送致する投票用紙の枚数確認と梱包を行っており、第9投票所の選挙事務従事者も同作業に携わっていた。最終の枚数確認及び梱包作業を終えた段階で、第9投票所の選挙事務従事者は、本件選挙の投票用紙と同時に執行された石巻市長選挙の投票用紙の包装面に貼る識別シールを貼り間違え、その間違えには、選挙日当日の投票用紙の残枚数を確認するまで誰も気が付かなかった。
- 3 第9投票所の投票管理者からの報告及び証人の陳述によると、選挙日当日の午前7時から約20分間にわたり、選挙事務従事者が、本件選挙の投票用紙として石巻市長選挙用の投票用紙を誤って43枚交付した。
- 4 投票用紙の開披再点検による無効投票の内訳は、次のとおりである。

無効投票の内訳	投票数
所定の用紙を用いないもの	42
候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	406
2人以上の候補者の氏名を記載したもの	269
候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	54
候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	208
白紙投票	484
単に雑事を記載したもの	146
単に記号、符号を記載したもの	105
合 計	1,714

5 本件選挙の当選人である三浦總吉が平成17年6月8日に死亡したことに伴い、本件選挙に関

する選挙会が平成17年6月17日に開催され、次点者であった青山久栄の繰上補充が決定された。

第2 当委員会の判断

法第205条第1項によれば、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反し、かつ、その規定違反のために、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限るとされていることから、以下この「選挙の規定違反」と「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」の二点について検討し、判断する。

1 選挙の規定違反についての判断

選挙の結果が是認されるためには、選挙が法令等に定められた手続に従って行われることが要件であることは言うまでもなく、また、「選挙の規定に違反する」とは、選挙の管理執行に当たる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反する場合、又は、直接明文の規定はないが、法の基本理念たる自由公正が著しく阻害される場合を指すものと解されている。

法第45条第1項では、投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならないと規定し、同条第2項においては、投票用紙の様式は、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めると規定している。

これらは、投票用紙の公製公給主義を明らかにしたものであり、一人一票の原則に反した不正の投票を防止し、投票の秘密を保持し、もって選挙の公正を確保しようとする趣旨である。市委員会もこれを受けて石巻市公職選挙執行規程第29条において、市の選挙に用いる投票用紙の様式を定めている。また、本件選挙における投票用紙は、平成17年4月5日の市委員会において、紙色、字色、大きさを決定し、選挙事務従事者を集めた会議でもこの旨を説明し、交付誤りのないよう指示しているところである。

にもかかわらず、第9投票所の選挙事務従事者は、選挙日当日の午前7時から約20分間にわたり、43名の選挙人に、何らの確認もすることなく本件選挙以外の石巻市長選挙の投票用紙を誤って交付している。このことは、法第45条の規定に違反しており、法第205条第1項の「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当することは明らかである。

2 選挙の結果に異動を及ぼす虞についての判断

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果即ち候補者の当落に、現実が生じたことと異なった結果を生じる可能性のある場合をいうものと解されている。

法第68条第1項第1号では、選挙の投票において所定の投票用紙を用いないものは無効と規定しているが、これは、投票が有効であるためには、選挙権を有する者の投票であること、適法な選挙手続によったものであること、及び適法な投票所でなされたものであることなどの実質的要件と、適法な投票用紙が使用されていることなどの形式的要件を備えていなければならないから

である。また、所定の用紙とは、地方公共団体については当該選挙事務を管理する選挙管理委員会の定める様式により、それぞれ権限のある選挙管理委員会が調製したものである。
 所定の投票用紙を用いない投票は、全て無効となる。それが投票所の選挙事務従事者が誤った投票用紙を交付したことに起因して選挙人が所定の用紙を用いずに投票した場合であっても、そのような投票は無効であると解されている。

したがって、本件選挙の選挙人が、本件選挙と同時に執行されていた石巻市長選挙の投票用紙を本件選挙の投票用紙として誤って交付され、それを用いて本件選挙の候補者を記載した投票は、所定の投票用紙を用いない投票として全て無効となるものである。
 本件選挙についてみると、43人が誤った投票用紙の交付を受け、42票が所定の用紙を用いないものとして無効票となっており、しかも本件選挙の当選人のうち最下位当選人と申立人との得票差は、僅か2票であり、本件選挙における投票用紙の交付誤りの違法が選挙の結果に異動を及ぼす虞があることは明らかである。

3 選挙の効力についての判断
 1及び2に記載のとおり、本件選挙については、選挙の規定に違反する事実があり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞があることは明白であり、その余について判断するまでもなく、本件選挙は、無効とすべきものである。
 4 市委員会の決定について
 市委員会は、棄却決定の理由の中で、法第45条第1項に規定する「投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならぬ。」との明文に照らして「投票用紙を取り違えて交付したことが即ち明文の規定に違反しているとはいえない。」としているが、誤って交付された石巻市長選挙の投票用紙をもって成規の本件選挙の投票用紙とすることはできず、これは法第45条第1項の規定を誤って解釈したものと云わざるを得ない。

5 本件選挙におけるその他の問題点について
 なお、当委員会の審査の過程において、本件選挙の第9投票所、第43投票所及び第504投票所において、法第48条の規定に反して代理投票の補助者を一名しか選任していない、あるいは補助者の承認を行っていない事例が見られた。また、市委員会の職員は、公職選挙法施行令第76条の規定に違反し、点検済みの投票用紙を梱包・封印する際に選挙立会人の印鑑を借用し、立会いを求めず押印をしていたことが認められた。

さらに、投票用紙の開封再点検の結果、本件選挙において交付誤りで無効となった投票用紙が他の無効票と同じ箱に梱包されておらず、市長選挙の投票用紙と一緒に混入されていたほか、所定の用紙を用いないものとして無効投票とされるべき数が42票と確認されたことにより、選挙録

に記載してある投票内訳の数値が異なることとなった。
 いずれの事例も基本的な確認作業を怠るといったような誤りが重なって生じたものであり、市委員会においては、改めて管理、執行の基本に立ち返り、誤りのないよう職務に臨まれることを切望するものである。
 6 予備的に請求する当選無効について
 本件選挙が無効であることから、申立人が予備的に請求する当選無効については、審理判断を行わない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。
 平成17年8月12日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 榎 田 久 純
 委員 菊 地 和 聖
 委員 若 松 捷 子
 委員 吉 田 幸 彦

【別紙】

候補者氏名等一覧表

候補者氏名	得票数	当選落選の別	順位	備考
黒 須 光 男	2,832,535	当 選	1	
伊 藤 啓 二	2,602,431	当 選	2	
堀 川 禎 則	2,549	当 選	3	
渡 辺 拓 朗	2,377	当 選	4	
木 村 忠 良	2,360,183	当 選	5	
阿 部 欽 一 郎	2,304,492	当 選	6	

高橋健治	2,247,258	当選	7	
三浦一敏	2,126,615	当選	8	
桜田誠子	2,113,637	当選	9	
庄司慈明	2,107	当選	10	
阿部政昭	2,043,793	当選	11	
後藤兼位	2,036	当選	12	
三浦總吉	1,989,637	当選	13	(死亡)
西條正昭	1,980,332	当選	14	
千田直人	1,909	当選	15	
千葉真良	1,873,777	当選	16	
阿部和芳	1,869,645	当選	17	
石森市雄	1,865	当選	18	
高橋栄一	1,862,700	当選	19	
門脇政喜	1,853	当選	20	
松川昭	1,837,733	当選	21	
遠藤洋	1,809	当選	22	
大森秀一	1,797	当選	23	
森山行輝	1,777	当選	24	
松川恵一	1,775,266	当選	25	
高橋誠志	1,758,549	当選	26	

千葉英行	1,755,222	当選	27	
大槻幹夫	1,673	当選	28	
丹野清	1,612	当選	29	
黒須武男	1,606,579	当選	30	
水沢富士江	1,603	当選	31	
阿部仁州	1,587,094	当選	32	
長倉利一	1,561	当選	33	
今村正韻	1,544	当選	34	
青山久栄	1,533	当選	35	(繰上補充)
菅野昭雄	1,531	落選	36	
阿部久一	1,509,824	落選	37	
阿部純孝	1,507,939	落選	38	
高橋左文	1,460,116	落選	39	
高橋稚幸	1,429,685	落選	40	
安倍太郎	1,415,604	落選	41	
中野正治	1,318	落選	42	
阿部正敏	1,286,750	落選	43	
桜田一利	1,265,108	落選	44	
伊藤雄一郎	1,260,568	落選	45	
近藤孝	1,247,657	落選	46	

阿部 吉治	1,236,410	落選	47	
清水石 孝	1,140,342	落選	48	
相沢 富士弥	1,128,491	落選	49	
阿部 久悦	1,104,260	落選	50	
阿部 正春	1,100,351	落選	51	
武山 吉夫	1,088	落選	52	
高橋 勝	898,687	落選	53	
藤本 忠夫	875	落選	54	
木村 昇	870,816	落選	55	
阿部 正記	863,847	落選	56	
佐々木 祐助	833	落選	57	
岡部 正彰	734,235	落選	58	
阿部 加代子	721,405	落選	59	
土井 武雄	665,884	落選	60	
相沢 三千男	344,508	落選	61	

